

〔シンポジウム〕

「宗教法人法の改正をめぐる諸問題」

討論（質疑応答）の部

司会者 小林（青山学院大学名誉教授） それでは、今までの報告をもとに討論・質疑応答を行って参ります。予め質問が寄せられておりますので、それにそつて進めて参ります。始めに米山会員から、洗会員に対する質問についてお願い致します。

質問者 米山（奈良産業大学） 宗教法人の設立のための審査は非常に簡単なものであるが、一旦これを解散させようとしたらこれはなかなか難しいといわれている。現在許可主義になつていても、そういうご発言からすると実質は届出主義に近いようなものじゃないかと思ひます。そういう点につき、教えて頂ければありがたいです。

解答者 洗（駒澤大学） 宗教法人だけ特別扱いするのがいいかどうかというご疑問なんでしょうか。現在宗教法人法の認証主義は、民法法人の扱いと異なつてゐる。ちよつと特別な扱いになつてゐるんだと思ひます。ですが私はそこに違いがあるのが好ましいことではないように思ひます。ただ好ましくないからといって宗教法人法の方を變えて許可主義あるいは認可主義の方に持つていくのではなくて、やはり非営利社団の法人化の問題を全体として考へて、もう少し認証主義ぐらゐ、必ずしも届出主義がいいと言つてゐるのではないのですが、非営利の社団に対して、もう少し自由な法人設立の方向が考へられてもよいのではないだろうか。外国の例をそんなによく知つてはいませんが、アメリカやフランスなども非営利の社団については基本的にその法人化というのは、簡単な認証程度によつて法人化への道が開かれてゐると思われまふし、我が国でそれを妨げなければならぬ理由というのは一

体何なのか。そういう妨げるべき理由はないのではないだろうか。私はそう考えているということですよ。

司会者 小林(青山学院大学名誉教授) よろしいですか。

力久さんは会員ではございませんが先程も申し上げましたように、従前理事会ではテーマによりましては会員の中に適当な研究者が見つからない場合にゲストの発表者をお願いしています。そういう方の一人であります力久さんに、大久保会員から質問がございます。「宗教法人審議会は行政機関であり、文部省主導の宗教情報センターは官益法人となってしまうことは他の公益法人の例により明らかであろう。そこで準則主義を貫き、かつオウム真理教事件等に対応できる、被害者対策に協力できる、民益宗教情報センター作りの件ですが、四七都道府県に拠点を設けてほしいと思いますが、その点の構想についてお聞かせ頂ければ幸いです」。

解答者 力久(善隣教) 情報センターについてはいろいろ言われていますが、情報センターという言葉が具体的に出てまいりましたのは、特別委員会のヒアリングで、専門委員として阿部美哉先生が出られたときに情報センターという言葉が使われました。そこから情報センターという言葉がずっと進んでいるわけですが、皆さんの手元に今年度の予算案がのつていると思います。その中に予算案は、三千二百万が一億近くに要求されている中の、今までゼロだったのが六千四百万加わっている宗教と社会との関わりに関する調査、研究費というのが今回新しく上げられているわけですが、その一つの延長として情報センターというような考え方があるのではないかと思います。実際審議会の中では、宗教者だけではなくて参加なさった学識経験者の立場の先生方からも官主導の審議、情報センター作りについては反対であると。だから官が踏み込まないように今回の法改正の一部に対して賛成をしたのである、という意見までつけてその先生は申されたわけですが、官主導の情報センターは非常にいかんということで、今年開かれました四月二六日においても、四月二六日の議事要旨の終わりの頃に宗教情報センターは宗教家の自助努力

でなされるべきであり、現在そのための集まりもつていっているようなことを申し上げましたら、そういうのをきちんと文部省が意欲を示すことは宗教家への反論が厳しくなると考えるところであるというような意見を申し上げたら、議事要旨にきちんと載せているというようなことで、非常に宗教情報センターの官主導については厳しいぞという意向は十分聞こえているのではないかと思うのですが、問題はどのように民間の宗教情報センターを築いていったらいいのか非常に考えさせられるところです。まず日本宗教連盟で宗教情報センターについてどのようなスタンスが取られてるかということ、宗教情報センターのみでなく様々な社会問題、宗教法人の問題も含めて、今回新しくそのための検討委員会のようなものが設けられる予定でございます。そしてすでに各連合体から出ている幹事にブラス一名、その委員を出してくれということ、いわば研究機関的なものが、日宗連の中にできようとしているということでもあります。亀谷理事長の判断ではなかなか日宗連だけでは情報センターというのにはできないのではないか。いわゆる温度差があるわけです。情報センターに対する考え方が、どこかが出すと反対だという形になってしまうと、実るものも実らないというようなことを勘案しながら、一方では宗教法入問題連絡会というのを審議会に出た審議委員が、審議会が二九日に終わった後集まりました、何とか我々も宗教界もこのことについて対応しなければいけないということで、我々が呼びかけたのでは客観的になりませんので、学識経験者が呼びかけ人になって宗教法入連絡会という勉強会を毎月重ねているわけですが、目指すところはやがて宗教情報センターの何か素地でもできればということで、その中で大方こういう点かなとイメージが開始しているのは、宗教者が呼びかけるのではなくて第三者機関、いわゆる学識経験者等が宗教界の現状、国家が少し踏み込もうとしている現状を憂いて、そして宗教界に呼びかけ、それに宗教界が応じるという形だと少し実現性があるのではないかということ、今少し準備を始めているんです。音頭をどこがとるかが非常に難しいわけです。しかしどこかで何か構想案ができ

あがつていかないといけないので、問題提起的にもしようではないかということ、今少しづつ準備が進められているところです。おっしゃいますようにこの宗教情報センターは、宗教全部を何とかして網羅しない限り宗教情報センターにならないのです。日宗連加盟団体だけでは宗教情報センターにならないでしょうし、日宗連加盟以外の教団も参加できるような状態をどう作るか。それを更におっしゃいますように、各県に情報センターが築かれていけばよいのではないかと思います。またそこまで細かなイメージ、構想はできあがつておりません。ようやくその緒についたということでありませう。一応の危機感としては、もし文化庁がはりきりすぎると困るので、その前に民間で何らかの形を作らなないと文化庁のはりきる余地を作るかな、と考えてるところでございます。

発言者 大久保（税理士）追加よろしいですか。今お聞きしてまして気になったのですが、先程のご発表の中の二ページで「認証のあり方、解散の問題」についても引き続き審議会で審議していくことが示されているわけです。そういった場合に要は宗教団体による生命、身体、そして金銭等の被害者がこれからもなくならないという状況の中で、民間、或いは宗教団体による目に見える具体的活動がでてこない限りは、「認証・解散」においてもいわゆる監督的なものを受けてると思えますが、それがだんだん包括的に強まっていくのではないかと。むしろ提案という意味では、事前にはつきりと打ち出しておくべきではないかというのが、私事ですが税理士をしていまして、税理士会が設立・運営について許認可等を受けている現状を見ていて、税理士法という特別法でされているわけですが、つくづくそれを感じているということで申し上げました。以上です。

発言者 力久（善隣教）ちよつと関連してですが、呼びかけ人のメンバーの中に、消費者問題に取り組んでおられる弁護士の方とか、政教分離、信教の自由のいろいろな裁判に関わられた弁護士の方とか、いわゆる弁護士の立場で参加していただくと。そして今度は宗教学者、今回のような宗教学会の先生方とか、いろいろなお立場の先

生方が呼びかけ人になって、宗教家が集まるといような形が今イメージとして出始めております。

司会者 小林(青山学院大学名誉教授) 次に長谷川会員からの質問です。「資料として一二七回宗教法人審議会議事要旨、第一三一回宗教法人審議会議事要旨(案)が配付されました。ありがとうございます。これについて、一、この案は他に確定稿はあるのですか。二、作成者は誰ですか。三、中身は議論を正確に反映しているものでしょうか。特に一三一回のものについて質問します」。なお長谷川会員は棚村会員、桐ヶ谷会員にも質問されておりますので、時間的な制約からできるだけ摘要をお答えねがいます。

発言者 力久(善隣教) この一二七回審議と一三一回審議、どちらも案という形で去年(一九九五年)の四月の分と九月の分、二つ出してあります。案と書いてありますが、一三二回については今年(一九九六年)四月二十六日にこれが出されて読み上げられたわけですから確認はされていませんが、では案というのを消してくださいという確認はございませんでした。しかし出されて審議委員がそれを読んだわけですから、私はこの段階ではもう案ではないのではないかと思います。他に何か用意されているかどうかは分かりません。そして書かれていることが、その時を正確に反映しているか。正確の捉え方ですが、結構発言は工作して、最後の方は紛糾しておりましたので、見てみると結構スマートに書き上げているなというところはあるようです。スマートでない部分は、いよいよ最後になってくると九月二十九日、「今日出さなければならぬか」と言うと、文化庁側からは伏してお願いしますと、そうすると委員の中からは「伏されても困るんだ」と。こういうやりとりがあつて、いよいよ決まらない時に、「今回出さなかつたら成仏できません」と言つたらある審議者が、「これを通したら成仏できるんだ」という話になつて四月二十六日成仏論が独り歩きしておりますが、会長さんは「私は成仏と言いましたかな、あれは浮かばれないと言つたんであつて成仏とは言っていない」。それはどちらでもいいのですが、そういう生々しい部分はあまり議事

内容の中には出ていない、スマートになされているということでありませう。

司会者 小林(青山学院大学名誉教授) 棚村会員どうぞ。

解答者 棚村(早稲田大学) 長谷川先生から頂いているのをちよつと読み上げさせていただきます。「第一に、認証後の活動状況や財務等の透明性確保に国家権力が一役担う法的根拠をご教示ください。透明性確保は宗教団体からやらべきことであつて、ここに国家権力が加えられるべきではないという意見についてはどのようにお考えになりますか。第二に、信者らが情報の開示を要求しうる権限の根拠はどこに求められるのでしょうか。例えば株主の閲覧権について株主の自益権、共益権のようなものはあるのか。又透明性だけということであるならば、世の中にはたちの悪い病院もあるし、学校法人もある。患者とか学生とかユーザーに、透明性を高めるために閲覧を認めなければならぬという理由になるのかどうかということ。それから第三に、宗教学法人で定めた信者の定義に裁判所は拘束されると考えてよいのでしょうか」。

まず、第一点からお答えします。認証後の活動状況やその財務等の透明性確保。こういうことを目的として所轄庁へ事務所備付の書類を提出させるとするのは、行政がやるべきことではないのかということがありますが、私自身は透明性の確保だけは考えておりません。それは矢吹先生の報告にもあつたと思いますが、現在所轄庁は認証等の事務処理、それから七九条から八一条に関する例外的な個別的な具体的な権限を持っているわけです。その時の事実確認をするための資料を収集したり、事実確認をする手段が保障されていないのです。そういう時に、こういう提出された書類を基にしまして事実関係を確認する。そういう意味では手段的な権利といった性格があると考えています。ですから単に透明性を確保というだけではなくて、やはりそういう行政庁の責任や与えられた権限を行使するために必要な手段としてこういうような一定の書類を提出してもらつてという趣旨として考えて

います。それからもちろん透明性の確保だけが問題であれば、国家じゃなくて自らがやればいいじゃないかということになると思いますが、そういうふうには私は考えておりません。

それから第二番目ですが、信者が情報の開示を請求する根拠は何にあるか。これはまさに判例が分かれていて解釈が分かれていたわけです。それから信者の法的な地位についても非常に曖昧であります。宗教法人法はほとんど規定をおいてきませんでした。二条に、例えば信者、宗教団体の目的ということで宗教団体は何かという定義の中で信者を教化、育成するとか、それから公告の時に信者とか利害関係人に公告するとか、そういうことしかおいてこなかったわけです。まさに争われていたところに二五条の三項ということでもって、情報の開示というものを一定範囲で認めたということで、これを根拠に考えていいと思うのです。改正法については、それでさっき言いました株主とか団体が違うだろうと。それも今までの判例の争いの中に出てきました業務に対する是正権がないじゃないか。それから営利を目的としたりする団体とは性格が宗教法人は違うじゃないか。それから公告制度についてはそれに異議があつても、それを反映させる道がないじゃないか。これは非常に消極的な意見でありまして、私のようにある意味では信者の地位をはつきりさせて、内部チェックを強化していこうという立場の者にとってみれば、単に信者は教化育成の対象で、お金を出して一定の義務を果たせばいい、宗教上の地位しかないんだというふうには思わない。むしろ法律上の地位をきちんとさせて、信者にも一定の範囲では法人運営に主体的に参加をさせて、義務も果たしてもらう。そして信者の範囲やいろんな物については宗教法人自体がきちんと把握するような形で構成員としての資格を与える方向を私自身は考えています。ですから、今言いました株主とは違うじゃないかとか医療法人とか何とか言いますが、まずその医療法人とか学校法人とかは監督の規定があります。厳しい財務や運営とかそういうことにチェックが、行政上あるわけです。それで今公益法人に情報開示を認めるべきだという議論がさ

かんになされているわけです。審議会でも力久先生がおっしゃいますように審議会の中だってオープンにしようとする。つまり情報開示というのは、全部の団体に同じように一律にというわけにはいきませんが、ある意味で内部的なチェック機能やオープン性ということが社会の中で、民主主義の社会で求められているとしたら、やはり一つの流れがあると思います。ですからそういう意味では他の団体ないからということではなくて、宗教法人は宗教法人としての独自の情報開示のあり方、あるいは範囲、それからそういうやり方について十分今後、例えば不当な目的とか正当な利益とか、それから信者とか利害関係について、いろいろ議論があると思いますが、だから情報開示の必要が全くないということにはならないと思います。そういう意味では僕自身は、むしろ信者さんの地位や立場ということをもう少しはつきりさせて、業務上何かあつたときのチェック機能とか、最終的にはそういうことに対しても一定の継続的な関係を持つて、しかも経済的にも社会的にも何らかの貢献を持つたり責任を持つている、信者という名前も氏子さんとか、教会員とかいろいろありますが、そういうことで監視的機能を果たさせていったらいいだろうと思つています。

それから三番目に、宗教法人法で定めた信者の定義というのではないわけです。ですからそういう意味では各宗教団体ごとに教義や伝統や慣行に従つて、先程から言いますように宗教上の地位、つまりある宗教の教義を信奉して、一定の課せられた信者としての義務を果たして、そして宗教団体から承認されている人がやはり構成員だと思つています。それはまさに宗教上の地位であると同時に、ある一定の場合には宗教法人も信者、その他の利害関係人ということ、一定の法的地位を認めていると考えられます。たとえば、何らかの公告制度なんかはまさに民主的な効果を狙つたというののもう立法当時の資料からわかるわけで、ただしそれを具体的に実現するような手だてでは与えられなかつたということです。だからそれはむしろ私自身の報告の中でも述べましたが、それ自身はむしろきちん

と宗教法人の側で内規みたいなものを作って、そしてこういう場合には、この範囲の情報については、こういう人に対しては開示すると。もしそうでなければ単に宗教妨害や混乱させるためのものについては、最終的には一般の紛争と同じように裁判所で判断をしてもらうほかはない、こう考えております。

発言者 長谷川(弁護士) ちよつといいですか。裁判所がその内規に拘束されるかどうかということなんですが。

解答者 棚村(早稲田大学) はい。私自身はかなり内規に拘束されると。ただし全部出さないというような決定をする場合には、あくまでもやはり不当な目的とか正当な利益ということが立証されて、はじめて出さないという決定が正当化されると思います。

司会者 小林(青山学院大学名誉教授) つぎに山口会員からの質問です。

解答者 棚村(早稲田大学) これは宗教法人法改正についての残る問題として、「一、設立時の認証手続きにおいて違法活動の関与がうかがえる時如何」それから二として「休眠法人の解散手続きについて、この場合でも司法判断が必要か、財産隠し防止措置は不要か」それから三として「税制の現状について、非課税制から免税制とされる見解の是非。以上の諸点についてどうお考えでしょうか」ということで、よろしいですか山口先生。

それではまず設立時の認証手続きについて。これは非常に難しい問題があると思います。つまり認証制度というものを、さつき言ったように準則主義的に位置づけているのか、それとも許認可というような形で位置づけているのか。さつき中間的なものだというような話をしていたと思いますが、非常に難しいと思います。ただアメリカなんかを見ていきますというんな州があつて、非常に準則主義的なところもあるけれども実質的な、中身の審査をする。例えばサウス・キャロライナ州なんかは、認証を受けてそして州務庁という所が団体の実質とかそういうことをかなり調査する。認証を受ける前の段階で。ですからこれは認証とはいっても認可に近いような扱いになるんじゃない

ないかと思えます。しかもその場合、団体としての実質がないとか法令違反が明らかかな場合には認証を拒否できるということになっていくのです。その法令違反というのは、かなり違法なことを行つたとか、そういう意味のことが規定されています。ですからそれをどうするかという、つまり入口のところでも解散命令なんかに該当するような、つまり解散命令といつても二種類ありますが、法令違反とか、かなり設立の手續をいい加減にやつたとかいう違法なやり方をした、違法な行為があつた宗教団体と、それから目的逸脱。それから宗教団体としての実態を欠いているようなケースが二通りあるわけですが、私自身は何と言うか、もう少し実質的なことをしていいんじゃないかといった時に、解散命令に該当するような行為があつたような、特に八一条一項の一号と二号。二号の前段あたりですがそういうような行為があつた場合には、やはり認証を拒絶できるといふようなことを考える必要があるのではないか。ただまだ固まっています。出口でやればいいのか、入口でやればいいのか。ところが今は出口でやれと言ってもオウム真理教が初めてのケースです。他のケースも、もしご質問があればいくつか調査したのがありますが、オウム真理教の前にも出ていたものについても、かなりこれは犯罪と関わつて起訴されて、有罪が確定しているようなケースだったので、未だに解散命令が出ていないのが京都にあります。そのあたりを見ていると、出口でやればいいんだからというのが全部について言えるかどうかというのはちょっと考えています。

それから休眠法人についてはまさに大変な問題なんです、この整理を一体行政側でやるかと。公益法人については行政側でやるということになったわけですが、やはり私は宗教法人の特殊性ということを考えますと、やはり司法判断の中で裁判所の解散命令ということでやつたらどうか。ただしアメリカなんかを見ますと行政的な解散、認証取消の制度をおいてはいます。たとえば、イリノイ州は休眠法人整理に使っているようですが、他の

実情はわかりません。

それから保全措置については、かなりの州ではほとんど保全措置を解散命令の時においています。やはり資産隠しということがありますので、これは是非必要だと思えます。それから税制については何とも申し上げにくい問題がたくさんありますが、アメリカはアメリカで免税制と言われるんですが、それなりの問題もやはりでていて。それから非課税制という日本の枠組みの中で、もう少しこう税務調査とかをした場合に、何とかなる部分もあるのか、僕自身が税法の改正の問題については専門ではないので、その程度にさせていただきますと思います。

解答者 桐ヶ谷(創価大学) 私のところ山口先生の質問が棚村先生への質問と重複していただいているのと、それから長谷川先生から一点、棚村先生からも若干いただいておりますが、今小林先生とお話して、棚村先生からのご質問につきましては後の方の時間もありますので、それが終わって時間があつたらお答えするという事でやらせていただきたいと思います。

山口先生からのご質問の第一点につきましては、私も入口の段階で、何らかの違法活動が行われていることが明らかな場合に、ある程度のしほりにかけることはやむを得ない場合があると思えますが、そのしほりのかけ方が宗教の教義の内容とか信仰の内容まで関わったところではしほりをかけるということだけは、絶対に避けなければならぬと思っております。違法な活動が外形的にも極めて明らかで、公序良俗に反するとか公共の福祉に反するとかいう場合に限り、認証しないという方法を取るということも、場合によってはあつてもいいかなと考えております。休眠法人の解散手続につきましては、棚村先生と結論が同じで司法判断が必要だと思えます。

それから財産隠し防止のための保全措置については、民事法の手続等でできる限りのことはしたほうがいいとは思いますが、宗教法人法を変えて、あえて宗教法人人についてだけ、そういう特別な措置を講ずるといえるのはいかが

なものかと思えます。ただし解散事由に該当するという事で、解散の申請はしたが解散手続に時間がかかっている、その間に財産をどんどん隠してしまう。その場合のことをおっしゃっているのだとすれば、そういう点についての、あらかじめの保全措置が講じられるような道は若干は開いてもいいのではないかと考えております。しかしそれは行政がタッチするのではなくて、あくまでも裁判所の判断がそこで経られるという担保があるという前提の下にあります。

税法の問題にしましては、免税制となると個別に免税要件があるかどうかということ判断しなければならなくなる。そうすると宗教活動の内容にまでかなり立ち入って判断しなければならなくなる可能性がでてくる。その点は慎重にしなければいけないと考えます。時間がないので極めて簡単な答えですが、私の見解としてはそういうことでよろしいでしょうか。

次に長谷川先生からのご質問ですが、「今回の改正は憲法違反であるのご主張なのか、それとも合憲ではあるが望ましくない改正であるのご主張になるのか、どちらでしょうか。もし前者であるならば、具体的に違憲となる条文をご教示ください」というものです。私としては憲法に違反すると考えております。根拠条文というのは憲法二〇条一項前段、信教の自由の保障ということと考えています。信教の自由の保障の内容の一つである宗教団体の自律権というもの、それに対して国家が介入、干渉してくる恐れがあるということで、憲法二〇条違反というように考えております。よろしいでしょうか。

それから先程の長谷川先生の質問に対する棚村先生の見解について若干、簡単に私の考えを述べさせていただきます。宗教団体というのは信仰を中心集まっている団体で、いわゆる世俗的な目的でもって集まっている社団、財団と違う側面がかなりあるのではないかと。従って、社団、財団の構成員と宗教団体の信者というものを全く同一

的に見ていくことが果たして妥当なのかどうか。その辺の疑問がかなりありまして、そういう観点から棚村先生のおっしゃっていることには、全面的には承服しがたい面があります。

それからやや観点が違いますが、例えば信者、利害関係人がある程度正当な利益があれば書類の閲覧を求めることができるとされています。それは争いがあれば当然裁判所の判断を仰ぐことになるわけですが、例えば利害関係人で正当な利益がある者などという場合、例えば宗教団体に損害賠償請求権を持っているというのも利害関係人であり、かつ正当な利益がある。そうすると損害賠償請求を起す前提として、帳簿を見せろとかいうようなこともできることになるわけです。これはふつうの証拠法、民事訴訟法などで予定している証拠法の域を一步はみ出すもので、宗教法人だけどうしてそういう不利益を被らなければいけないのかという、新たな問題も発生してきます。その辺も問題があるのではないかと考えております。

解答者 矢吹(弁護士) 私に対する質問は棚村先生と松波先生の二つです。

棚村先生のは、「先生は二五条四項の書類写の提出を怠つても、罰則がないとおっしゃいましたが、八八条五号で過料の制裁が規定されていませんか」。これはまさにご指摘の通り八八条にありまして、私の先程の発表のこの部分についての事項は条文上のことで、誠に申し訳ありませんが訂正させていただきます。

それから二つめが「所轄庁への書類写の提出義務は、七九条ないし八一一条の事実を確認するための手段的なものではないでしょうか。先生のお考えですと、所轄庁はどのようにして七九条ないし八一一条の事実確認をすればよいのでしょうか」。これは書類写の提出義務、裏から言えば提出させる権限については、直接に七九条ないし八一一条と関連した文言になっていません。新設の七八条の二で、七九条ないし八一一条に該当する疑いがあると認められるときには、宗教法人の業務又は事業の管理運営に関する事項に関して報告徴収、または質問ができる旨を定めてい

ます。これはまさに手段的権利といえます。それでは、所轄庁への書類写の提出ということ、何で規定したかということについては、文化庁の説明によると、所轄庁の責任を果たすためだといっています。所轄庁の責任とは、認証した官庁としてはその後宗教法人がその目的に従って活動しているか。要するに宗教的活動をしているのか、宗教団体としてやっているのか。それから運営が規則通り行われているかということ、絶えず見ていかなければならない。そういうことができるようにするための規定であるといっています（私はその根拠をもう少しはつきりして頂きたいと思っております）。それでは、それは監督権限なのか、単なる行政指導なのかということについては、文化庁の方は行政指導で監督権ではないといっています。しかしそういうことで、所轄庁の指導に従って是正されるときはよいとして、いろいろとやっていくうちに、七九条ないし八一一条違反の事実が段々エスカレートしてくることになると、所轄庁としてもこの報告徴収権、質問権ということに踏み切って進んでいくのではないでしょうか。そう考えております。ただ、この報告徴収権、質問権と言っても、弁護士から見ると宗教法人審議会の議を経なければならないので、その間に証拠の隠滅などのことがあるとその実効性が気になりますが、やはり信教の自由という立場から法律の趣旨は賛成致します。

それから松波先生のご質問は、「改正法二二五条三項の書類帳簿閲覧権を有する信者の定義。第一義的には宗教法人の判断によると文化庁はいつているが、どのように決めてもいいのか。裁判になったとき、裁判所の判断はどうなるのだろうか。各教団はこれについてどのような対応を示しているか」。これは文化庁のQ & Aには一般的なことを言っているので、やはり何が信者かということについては当該宗教法人、宗教団体の中で決めていくべきことであると私は思います。そしてそれが包括団体が決めている場合には非包括団体はそれに準拠して自己の宗教団体における信者というものを決めていかなければ、例えば明治神宮で柏手打った、私は信者になりました。さあ書類

を見せろと云ってそれで受け付けられるかということ、あまり漠然としておりまして、やはり各宗教団体においてこの点をきちつと決めていくべきだろうと私は思います。私の関係しているところでは帰敬式を行い、檀徒名簿、信徒名簿に登録された者と規定しております。

ここで少し付け加えさせて頂くと、書類帳簿閲覧請求権というものが判例(東京高判昭六三・九・二八判時一二九三号九六頁)のように役員の実任を追及する手段的権利だということになると、一般の檀信徒にそのような権限がなかった場合、今回の改正法によってこれを認めることになり、いわば立法によって信者の地位に差容をきたすことになりかねないが、どうか。また檀信徒にこのような権限を認めることによつて、逆に檀信徒も、今まではお布施とか護持費とかは宗教的なものとして強制力を持っていたか疑問とされておりましたが、逆に今度はそういうものの支払いを怠れば、もう檀信徒ではないということで除名というようなことになりかねない。そこまで今の宗教団体の団體性が進んでいいのかということについて、かなり私は心配しております、むしろあるべき宗教団体はどうなんだ、今までの宗教団體の実態というものの上にそれに沿うようになるべく指導するというのが、それを一挙に、法的關係に持つていくということは宗教性というものを公益性、団體性ということから否定していくことになる、薄くしていくことになる、ということについてある種の心配をしています。

司會者 小林(青山学院大学名誉教授) 次に、では安武会員おねがいます。

解答者 安武(弁護士) 今、矢吹先生がおっしゃった問題と同じ問題が、立正佼成会の天谷先生から出ています。私もだいたい基本的には同じなのですが、少し理屈っぽく言いますと、基本的な問題点としては各宗教団體で決定すべき事項であつて、文化庁やなんかで決めるべき事じゃないというのは分かるんです。またそう言っています。それを裏返して言えば、各集團、宗教団體、宗教法人が決めたら、それに反する者が請求権を行使してきたときに

はどうなんだろう。これは最終的にはやはり裁判所で、それが信者に該当するかどうか判断する以外はないだろうと思います。しかし裁判所で最終的に判断するにしても、宗教団体としてこういう人を信者と言うんだ、ということとは明確にすべきだと思います。現在は非常に曖昧です。私の考え方は、信者というのは二通りある。入信形式を取っておられる教団、例えばキリスト教とか、日蓮宗系の多くの教団、こういうところは入信形式を取っておられますから、本人がその宗教といえますか、教義といえますか、それを信仰して入ってこない限りその人は信者ではないわけです。そうするとお父さんが入ったからといって必ずしも奥さんは信者ではないことがあります。だから入信形式の場合は個人が入るわけだから、個人を対象に考えればいいと思います。ただそうすると、逆に檀家形式の場合はどうだという問題になります。檀家形式の場合はご主人が入っていたら、お寺の側では家族が五人いたら五人全部檀徒と数えます。けれども私は、これもある教団でいろいろ一緒の研究をしているときに出てきた結論みたいなものですが、宗教団体からいいますと、その人が信者であるための要件は、その人が本尊を祀っているということです。それから今出ましたように壇信徒の名簿といえますか、信者名簿に記載されているということ、登録されているということは、信者であることを教団が認めたということですから。それからもう一つは継続的に寺院の財政活動を護持している。だいたいこの三つが宗教法人との関係でいえば、必要最小限度の信者の定義といえますか、要件だろうと思います。本尊を祀るか祀らないかというのは、裁判になったときでも非常に重要な問題だと思います。だからやはりどこの教団でもこれこれ何々教の信者は、これこれをお祀りし、というのは必ず書いてあると思います。天谷先生のご質問も閲覧請求権を有する信者とはどうなんだと、その場合に檀家の家族は信者に該当するのか、というような問題でしたので今、合わせて申し上げたわけです。ただ後の方で新宗教団体等では所帯会員を採用する場合が多く、個人の信教の自由とのかねあいが問題になります。入信形式を取っておるのか檀家形

式を取っているのかという問題であつて、どちらがいいとか悪いとかではなくて昔からの伝統的な仏教教団は皆檀家形式を取っていますから、私が何とか宗に入れようちの家族は皆そのお寺に行くし、おそらく法事なんかはやるわけですから、そういうのをすべて家族であれば全部、ここでいう信者と認めていいかどうかというのは各教団で決められたらいいと思います。

それから桐ヶ谷先生からのご質問で、「五条二項一号の判断はどこでするのか」ということですが、これはごく最近聞いたことですが、文化庁の方も実は都道府県に出てきた申請書と、それから場合によつては教団から文化庁に出された報告書。そういう報告書と各該当する宗教法人が都道府県に出した申請書とを両方比較しながら、検討しているようです。それは各教団から都道府県における対応が皆違ふじゃないかという非難がかなりあがつてきて、これによつて文化庁もずつと統一的な指導ができるような対応を一生懸命取つておられるように聞いております。その次にそういう独立性を判断する場合には、宗教事項にわたることがかなり必要になつてくるんじゃないかというご質問ですが、これはまさに法人問題ですから、権利能力なき法人の問題であつて宗教上の問題ではない。この場合にはむしろ独立性の判断には宗教事項を入れるべきではないと思います。むしろその団体が本当に団体として独立しているかどうか、先程言いましたように組織管理運営が団体としてやられているか、会費の徴収、財政が団体としてやられているかどうかというような判断の方がいいのではないかと思います。宗教事項が全く判断事項になるかならないか、本当に個別の問題を見ないと分かりませんが、だいたい一般的にはそう思います。もし宗教事項を言うならば、すべて包括団体と非包括団体の間には本末関係があるわけですから、日本の多くの教団は、独立なんてことは言えないわけです。

発言者 桐ヶ谷(創価大学)先生、そのご質問は本部支部関係の判断をするにあつて、果たして本部の言う通

り動いているかどうかということが一つの判断基準になるみたいなことをおっしゃっていましたが。

解答者 安武（弁護士） そういう意味ではなくて、本部支部関係があるというのは、本部が支部に対して一定の監督権なり何かを持っているかどうかということで、具体的には人事権、それから財政的な予算に対して本部がどの程度関与してるかということ、一割ぐらいの助成だったらともかくですが、その財政のほとんどを本部に依存しているというような場合は、これはもう本部支部関係と言わざるを得ない。

発言者 桐ヶ谷（創価大学） やはり宗教団体の内部の、かなり宗教活動にわたる側面まで判断しないと独立性の判断というのができなくなるのではないのでしょうか。せっかく基準として他都道府県に境内建物を持っているという基準をたて、これが大変客観的な基準のように見えるにも関わらず、ある程度宗教活動の実態に立ち入って判断しないとならない側面も出てくるのではないかという感じがしたので質問した次第です。

解答者 安武（弁護士） 私は法人問題と宗教事項等の問題はできるだけ厳密に分けて解釈しないと、独立性なんて出てこないだろうと思います。

それから最後にこれは矢吹先生のご質問ですが、一般論的な問題でお話しますと、甲寺の境内建物と登記されていて、甲寺の宗教活動をしていただけでも、今後改正によってどうなるかという問題なんです、問題を少し変えますとその後甲寺から非法人の乙寺、そこが非法人の乙寺に変わっていくことについての乙寺の独立性の問題を質問しておられるんですが、仏教団体の関係者の方はご存じのように、例えば極楽寺というのが京都にあつて、滋賀県に布教する時には必ず極楽寺の土地、名前でない不動産が買えないわけです。個人でももちろん買えます。買えますが、個人の名前で買っても宗教法人にはなれないんです。そうすると例えば自分の息子に滋賀県でお寺を持たせてやろうとしても、お寺は必ずといっていいぐらい極楽寺の土地、建物で買った上で息子に布教活動をやら

せるわけです。それは将来独立することを前提にしているわけです。だから早い話が法人として独立してから所轄を分けてもいいし、初めからもう相当程度独立の布教活動が進んでいるのだったら、今の段階にはつきり独立した法人活動というように考えて、次の認証を受けられるような準備に入っていく。そういう場合だったら私は別に所轄庁、文部省に届け出る必要はないと思います。

解答者 平野（龍谷大学）私への質問について手短にお答えします。米山先生から「日本国家の宗教に対する政策は家産国家の名残から抜けきっていないのじゃないか。国家が宗教を私物化していると考えられないでしょうか」という御指摘がありました。家産国家をどう考えるかという問題になるかと思えます。ヨーロッパでの家産国家という場合には土地と領民について君主が私有財産として考えるということであつたと思えますが、ヨーロッパの家産国家の場合でも宗教は全く別物と考えるべきです。ローマ教会の力が極めて大きいわけで、そのような家産国家をむしろ凌駕してそれを統合するようなものであつたと思えます。時代が少したつてからも、叙任権闘争なんかもあります。ローマ教権と世俗の権力というのはずっと對抗関係にあつたと思えます。

むしろ問題は、日本では世俗の権力に対抗するような宗教権力というのがほとんど存在しなかつたということとが問題になつたりしているわけです。しかし日本で本当にそんな心配があるのか。そんなことを今なぜ議論するのかというようなことについて私は大きな疑問を持っています。むしろ今日でも、あるいは歴史を逆上つても、宗教というのは国家に支配され国家に管理されてきた。そういう一貫した流れは否定できないのではないかと考えています。

それから長谷川先生から「行政が宗教団体の自浄作用を促すような行為に一役担うということについては、どう

考えたらよいのか」という趣旨の質問があります。行政についてどう位置づけるかということですが、私自身ここで表現のように一役担うという、促すというような行為をするということについては、必ずしも否定はしません。問題は宗教界が自らの手で自主的に、一種の自己決定と言ってもいいかもしれませんが、そういう形で自浄作用を進めてほしいし、それに対していわゆるパターンリスティックな形にならなければ、要するに宗教団体の自主性を尊重した形で関与するというような形は、何ら私は否定されるべき問題ではないと思います。要するに医師と患者の間のインフォームドコンセントとか何とかいう問題がありますが、それと同じような問題ではないかと考えています。

それから棚村先生から「カルト問題について謙抑性についてどう考えるのか」という質問がありました。質問の趣旨はカルトの人集め、金集めの民事責任、刑事責任についても、判例の動きを見る限り、その宗教活動での目的、手段、結果を総合的に判断して、犯罪の成立だとか不法行為の成否を決めている。そういう立場だと。これは先程ちよつと言いました牧会権行使が犯人蔵匿の罪になるかどうかという、そういう判断枠組みと同じようなものではないかと、こういう趣旨ではないかと思えます。牧会権事件というのは捜査権力に対して聖職者がいかなる理由をもつて対抗しうるのかという問題であり、一方、カルトの金集めの問題なんかでは被害者救済という問題が出てくるわけですから、私は牧会権判決のいうところの謙抑性が、そういう消費者被害の場合ではそれほど強く働かないと考えています。むしろ問題にしたいのは、カルトだからといって網羅的にカルト立法を作ったり、あるいは行政が介入するというようなことは避けるべきであって、司法権が、個々の被害が出た場合にあくまでもこれを外形的、客観的に判断しなければいけないと思います。ですから福岡地裁の判決を私は決して否定するつもりはありません。そういう被害者に畏怖感を与えたり、困惑状態に陥らせたりするような場合には、やはり不法行為を形

成するという判断を受けても私はやむを得ないと考えております。ですから司法判断の場合と網羅的な立法と行政とはちよつと違う考えがあるといった方がいいのではないかとという趣旨でありました。

司会者 小林(青山学院大学名誉教授) 最後に熊本会員から、洗、力久、棚村、桐ヶ谷の各報告者に対して質問があります。「適切な宗教活動が保障されるためには国の介入はあつてはならない。その意味で国の規制は否定されなければならぬ。宗教団体ないし宗教者の自浄作用に期待される性質のものである。けれども、問題はこの種の自浄作用が機能している宗教団体ないし宗教者にとってはその通りであるけれども、これが期待できない場合にはどうなのか。今回の改正問題の発端はここにあるのかもしれない。この点につき、各報告者のご意見を伺いたい」というのですが、なにぶん時間がありませんから、どなたか、お答えねがえますか。

解答者 力久(普隣教) 宗教団体が法律を犯した場合には八六条が適用される。法が適用されないとするならばこれは大変な問題ですが、そうするといわゆる悪いことをしないように反社会的なことを宗教がしないように、国が規制を加えていくという前提を持つ必要はないのではないかと。悪いことをすれば当然法が適用されるということですから、宗教法人法を改正することによって何らかの意味で宗教を規制すれば、悪いことをしない宗教法人が少し少なくなるのではないかとこういう考え方というのは、なかなかくみできないところがあります。そうすると真面目にしているところもほとんどん規制が加えられるということになり、さらに閲覧請求権の信者項目ですがそれぞれの団体によって違うんです。例えば神社の今まで言われているところを漏れ聞きますと、神職者及び崇敬会役員に閲覧請求権を認めるという団体があるかと思うと、他の教団においては全信者、いわゆる名簿にのっている全部に請求権があるというように、それぞれの教団によって内規が違ってくるというようなことについて宗教同士は全然連携し合えないのか。それに対してもう連携し合えないから司法の判断に任せるしかないということになる。

司法の判断に任せるしかない法律ができていくということになり、非常に大きな問題が残っているようです。

解答者 棚村(早稲田大学) 私も常にそういう問題を考えてきまして、それで最後の方にもちよつと書いてあるんですが、まず宗教団体でもって、まず行政の問題に対しては宗教法人審議会が宗教行政に対する公正中立な運営の監視役みたいな機能を果たしてほしい。単なる宗教界の利益代表みたいなことではなくて、そういう積極的な役割を果たしてほしい。それから宗教法人の側で、あるいはまとまって、教派とか宗派でも結構ですが、どうも浄土宗なんかは監正審議会とかという内部のチェック機関があると聞いたりもしてなんですが、何か宗教内の情報収集とか苦情処理なんかについての第三者的機関を作れないか。それから宗教法人の規則でもって内部的な色々なチェック機能、それからさつき見ました宗教法人の信者さんが最終的に何か役割を果たせないかということを考えています。

それから宗教界で、桐ヶ谷先生からも出ました聖俗分離とか、それは難しいんだというんですが、やはりそのあたり、もし難しいのであれば聖俗分離というのはどこが聖でどこが介入していけない聖で俗なのかという基準を示してほしい。それから宗教活動でも限界になるようなものは、日弁連の山口先生もいらつしやいますが、自主的なガイドラインを宗教界で出して欲しいということを非常に考えます。それで先生がおつしやつたように自浄作用が期待できないのはどうしたらいいか。これはやはり行政の責任がそこで残るんじゃないかと思えます。ですから行政の責任はそういう自浄作用が期待できない時に二次的に働くものとして残るんじゃないかということを考えています。

解答者 桐ヶ谷(創価大学) 基本的には皆さんがおつしやつた通りなんですが、一つは悪い宗教団体が出てくると自浄作用ができないということ、網羅的、投網的に宗教界全体を縛るような、管理するような、管理という言葉

葉が適切かどうか分かりませんが、そういうような立法、あるいは行政を行うということは極めて危険である。そういう自浄作用ができない、あるいは良くない宗教団体が出た場合、個別的にそれに対処していくということが大事なのではないかと思えます。それから今、棚村先生がおっしゃったことにつき最後だけ、ここだけちよつと意見が合わないんですが、自浄作用ができない場合、自浄作用ができるようになるのを気を長くして待つというのが、信教の自由を保障した国家の姿勢であるべきなのではないかなと。自浄作用ができないから行政が乗り出していつて、何とか少しでも国家の力を使って何らかの措置を取らなければいけないと考えていくと、やはりそこに国家の宗教支配、宗教管理ということが生じてしまう可能性があるのではないかという気が致します。宗教の側も反省すべき点は多々あるし、やらなければいけないことは相当あると思えますが、それは宗教界が互いに切磋琢磨しながらなし遂げていくべきことであつて、行政が国家の力を使ってすることではないと思えます。

発言者 熊本(北海学園大学) 私は国家が関与することには基本的に大反対なんです。ですから桐ヶ谷先生がおっしゃった基本的な考えはその通りなんです。今、問われている問題は、自浄作用が可能かどうかという問題を越えているんだろう。そこで迫られてる問題だろうと思えます。多数の人命を危機に陥しいるところで判断が求められている問題なのです。時間がないから詳細は申し上げませんが、従つてそういう意味で三人の方からお答えいただいたんですが、今後おそらくこの問題に我々がきちんと答えないとならないと思えます。今回の宗教法人法の改正の問題について個別的な問題は色々指摘がありました。それはその通りだと思いますが、基本はやはり右に私が述べたところに対してどう対応したらいいか。行政が積極的、という意見もありましたし、そういう考え方もあるだろうと思えます。ただ自浄作用を気を長くして待つという、これは私もそうだと思いますが、放つていて格別大きい問題はないといえるかどうか。やがて自浄作用が機能する性格のものであればそれでよろしいん

ですが、今回起きている問題は決してそうではないんです。この点から申しますならば、少々言葉がきついのですが、それに対するお答えには必ずしもなっていないのではないのか。ちよつと申し訳ないんですが、私はそういう感じが致します。どうもありがとうございました。

発言者 カ久(善隣教) 今まで文化庁は各教団集めて宗教法人についての研修会をずつとやっていたわけですが、麗しい関係だったんです。ですからそういうことについて言えば宗教界も文化庁の考え方を受け入れるというのはあつたのです。法改正という形になった途端に今度は監視される監視するという逆の立場になつて、行政指導がかえつて必要になつてきている。今度の法改正で宗教界と文化庁とのぎくしゃく関係というのが非常に大きな問題だと思います。

司会者 小林(青山学院大学名誉教授) これをもちまして今回の春の大会は終わらせていただきます。みなさまのご協力、ありがとうございました。